

平成25年度青森市地域密着型サービス事業者  
公募要項（案）

平成25年 月  
青森市高齢介護保険課

## 1. 公募の概要

青森市では、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画」第5期計画（平成24～26年度）に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めます。

本公募は、整備予定の地域密着型サービスについて事業計画に基づき、指定予定事業者を決定するために行うものです。

## 2. 公募する地域密着型サービス

平成25年度において公募する地域密着型サービスの種類は、以下のとおりです。

### (1) 小規模多機能型居宅介護

ア．整備数 : 1事業所

イ．公募圏域 : 1圏域、7圏域、9圏域

### (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【ミニ特養】

ア．整備数 : 1事業所（29床以下）

イ．公募圏域 : 3圏域、4圏域、5圏域、8圏域、9圏域、10圏域、11圏域

ウ．その他 : 従来型個室は不可

ショートステイの併設可（10床以下） 別途市の指定が必要

1つの応募申込書類で複数のサービスに応募する事はできません。

圏域については、日常生活圏域所在地別対照表（参考資料）をご覧ください。

## 3. 施設整備に関する補助金について

平成26年度補助について

国あるいは県の補助制度の活用を予定しておりますが、現時点では平成26年度の支援内容が定まっていないことから未定となっております。

\*参考

平成25年度補助額

ア．小規模多機能型居宅介護 30,000千円以内

イ．ミニ特養 116,000千円以内（4,000千円×整備床数）

（ミニ特養に併設するショートステイ部分の補助金はありません。）

## 4. 公募スケジュール

### (1) 公募の告知

平成25年8月15日号「広報あおもり」

平成25年8月15日(木)から「青森市ホームページ」にて告知

### (2) 公募要項の配布

ア．配布期間 : 平成25年8月15日(木)～平成25年9月27日(金)

(ただし、土・日及び祝日を除く午前8時30分～午後6時)

イ．配布場所 : 青森市高齢介護保険課 総務管理チーム  
(青森市役所第一庁舎 2F)

(3) 応募に関する質問

ア．受付期間 : 平成 25 年 8 月 15 日(木)～平成 25 年 9 月 3 日(火)  
午後 6 時締切

受付期間終了後の質問にはお答えできませんので、ご  
注意ください。

イ．質問方法 : 青森市高齢介護保険課総務管理チームまで、質問票  
(様式 16) を FAX 又は e メールで提出して下さい。

ウ．回答方法 : FAX 又は e メールで回答するとともに市のホームページに  
掲載します。

(4) 応募書類の受付

ア．受付期間 : 平成 25 年 9 月 2 日(月)～平成 25 年 9 月 30 日(月)  
(ただし、土・日及び祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 6 時)  
厳守のこと

イ．受付方法 : 青森市高齢介護保険課総務管理チームに持参して下さい。  
申請書類は、郵便等での受付はいたしません。

ウ．提出物 : 申請書類一式を正本・副本各 1 部(副本はコピー可)、申  
請書類一式の Excel データ [.xls 形式で] (データの提出は  
CD-R 又は FD とし、返却はしません。)

記載様式は市のホームページからダウンロードしてください。

(5) 選考日程

ア．書類審査 : 平成 25 年 10 月下旬(予定)

イ．業務提案(プレゼンテーション) : 平成 25 年 11 月下旬(予定)

ウ．選考会議 : 平成 25 年 11 月下旬(予定)

(6) 選定結果の通知・公表

選定結果については、全応募者に対し平成 25 年 12 月中旬頃(予定)に文書  
で通知するとともに、市のホームページで公表します。

## 5. 応募要件

(1) 「小規模多機能型居宅介護」については、法人格を持つ団体であり、青森市内に  
本社又は支店、営業所等を有していること。

(2) 「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、青森市内に事務  
所を置く社会福祉法人又は 青森市内に住所を有する社会福祉法人を設立する  
予定の者であること。( にあつては、事業者選定後は平成 25 年度内に法人設  
立が必要となるため、応募時において、法人認可に係る基本条件を確実に満た

すことが見込めること)

- (3) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (4) 社会福祉法人においては、応募申請について理事会及び評議員会で承認されていること。(ただし評議員会を置かない社会福祉法人にあっては、理事会で承認されていること。)
- (5) 応募にあたっては、介護保険法、建築基準法、消防法、農地法等の関係法令の基準を遵守していること。(特に農業振興地区等においては、整備年度内に開発行為を行うことができない場合がありますので事前に担当部局にご確認ください。)
- (6) 土地、建物については、事業を実施する事業者の所有であることが望ましいが、取得等が見込まれる場合も可とする。また、借地借家の場合については、事業の継続性を保証するため、土地及び建物は、少なくとも30年間以上の賃貸借契約が締結され、建物については、新築もしくは改修を開設者が行う場合に可とする。(申請書類の様式14、様式15にて売買(賃貸)にかかる誓約書を提出すること。)  
なお、自己所有及び賃貸に関わらず、登記簿等において事業に供する目的以外に権利義務関係が無いこと。
- (7) 平成26年度中に整備が完了し、かつサービスの提供が見込めること。市街化調整区域に施設の新設等を計画する場合は、都市計画担当部局との開発協議を事前に行うなど、実現可能な応募申請書として提出すること。
- (8) 介護保険法第78条の2第4項、第115条の12第2項の規定に抵触しないこと。
- (9) 市税・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (10) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、青森市から指名停止措置を受けていないこと。
- (11) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがないこと。  
(本市の取消に限定しない。)
- (12) 会社更生法(平成14年法律第154号)民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていないものであること。
- (13) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

## 6. 応募書類

応募希望者は、次により応募書類を提出してください。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしませんので、予めご了承ください。

### (1) 応募申請に関する提出書類一覧および提出部数

	提出書類	留意事項	様式	提出部数
応募申請書等	(1) 応募申請に係る提出書類一覧	所定の様式	様式 1	正本 1 部 および 副本 1 部
	(2) 応募申請書	所定の様式	様式 2-1 様式 2-2	
	(3) 法人の沿革	所定の様式	様式 3	
	(4) 役員名簿	所定の様式	様式 4	
	(5) 評議員一覧表	評議員会を置いている社会福祉法人のみ提出	様式 5	
	(6) 事業概要調書	所定の様式	様式 6	
	(7) 代表者・管理者(施設長)の経歴書	所定の様式	様式 7	
	(8) 誓約書	所定の様式	様式 8	
	(9) 理事会及び評議員会の議事録	・応募申請について承認決定をしたときのもの(応募申請者による原本証明を要する) ・評議員会を置かない社会福祉法人にあっては、理事会の議事録	写し	
提案書等	(10) 運営全般について	所定の様式	様式 9	
	(11) 職員体制について	所定の様式	様式 10	
	(12) サービスの充実性について	所定の様式	様式 11	
	(13) 事業計画書	所定の様式	様式 12	
資金計画	(14) 資金計画書	開設当初の運転資金を含む	様式 13	
	(15) 預金残高証明書	自己資金分、応募提出日前1ヶ月以内に発行されたもの	原本	
土地・建物等	(16) 事業所開設予定地の地図	周辺の状況が分かるもの	任意地図	
	(17) 建物計画図面	平面図(室別面積が記入してあるもの)、立面図、配置図	A3サイズ	
	(18) 現況写真	10枚以内		
	(19) 土地、建物登記簿謄本	応募提出日前1ヶ月以内に発行されたもの	原本	
	(20) 土地売買(土地賃貸)にかかる誓約書	所定の様式	様式 14	
	(21) 家屋売買(家屋賃貸)にかかる誓約書	所定の様式	様式 15	

( 2 ) 法人の概要に関する書類

	提出書類	留意事項	様式	提出部数
法人の概要	( 1 ) 法人登記簿謄本	応募提出日前 1 ヶ月以内に発行されたもの	原 本	正本 1 部 および 副本 1 部
	( 2 ) 法人定款	最新のもの( 応募申請者による原本証明を要する )	写 し	
	( 3 ) 就業規則	最新のもの( 応募申請者による原本証明を要する )	写 し	
	( 4 ) 収支決算書	直近 2 年間の決算書類 ( 応募申請者による原本証明を要する )	写 し	
	( 5 ) 納税証明書	法人税( 国税 ) 法人市民税、 固定資産税	原 本	

**社会福祉法人設立予定者については、次により応募書類を提出してください。**

( 1 ) 応募申請に関する提出書類一覧および提出部数

	提出書類	留意事項	様式	提出部数
応募申請書等	( 1 ) 応募申請に係る提出書類一覧	所定の様式	様 式 1	正本 1 部 および 副本 1 部
	( 2 ) 応募申請書	所定の様式	様 式 2-1 様 式 2-2	
	( 3 ) 社会福祉法人設立計画書	所定の様式	様 式 A	
	( 4 ) 就任承諾書	所定の様式	様 式 B	
	( 5 ) 委任状	所定の様式	様 式 C	
	( 6 ) 法人定款の素案	社会福祉法人定款準則に基づくもの	任 意	
	( 7 ) 印鑑登録証明書	役員予定者全員分	原 本	
	( 8 ) 事業概要調書	所定の様式	様 式 6	
	( 9 ) 代表者・管理者( 施設長 ) の経歴書	所定の様式	様 式 7	
	(10) 誓約書	所定の様式	様 式 8	
提案書等	(11) 運営全般について	所定の様式	様 式 9	
	(12) 職員体制について	所定の様式	様 式 10	
	(13) サービスの充実性について	所定の様式	様 式 11	
	(14) 事業計画書	所定の様式	様 式 12	

	提出書類	留意事項	様式	提出部数
資金計画	(15) 資金計画書	開設当初の運転資金を含む	様式 13	正本 1 部 および 副本 1 部
	(16) 預金残高証明書	自己資金分、応募提出日前 1 ヶ月以内に発行されたもの	原 本	
土地・建物等	(17) 事業所開設予定地の地図	周辺の状況が分かるもの	任意地図	
	(18) 建物計画図面	平面図（室別面積が記入してあるもの）、立面図、配置図	A3 サイズ	
	(19) 現況写真	10 枚以内		
	(20) 土地、建物登記簿謄本	応募提出日前 1 ヶ月以内に発行されたもの	原 本	
	(21) 土地売買（土地賃貸）にかかる誓約書	所定の様式	様式 14	
(22) 家屋売買（家屋賃貸）にかかる誓約書	所定の様式	様式 15		

## (2) 法人（運営母体）の概要に関する書類

	提出書類	留意事項	様式	提出部数
法人の概要	(1) 法人登記簿謄本	応募提出日前 1 ヶ月以内に発行されたもの	原 本	正本 1 部 および 副本 1 部
	(2) 法人定款	最新のもの（応募申請者による原本証明を要する）	写 し	
	(3) 就業規則	最新のもの（応募申請者による原本証明を要する）	写 し	
	(4) 収支決算書	直近 2 年間の決算書類（応募申請者による原本証明を要する）	写 し	
	(5) 納税証明書	法人税（国税）、法人市民税、固定資産税	原 本	

## 7. 地域密着型サービス事業者の審査・選定方法

### (1) 審査及び選考基準

- ア．審査は、書類選考及び業務提案（プレゼンテーション）に基づき行います。
- イ．選考基準は青森市地域密着型サービス事業者選考基準（別紙 1）のとおりとします。

### (2) 事業者の選考

- ア．事業者の選考は、「青森市地域密着型サービス等運営審議会」が行います。

### (3) 事業者の選定

- ア．「青森市地域密着型サービス等運営審議会」の審査結果を踏まえて市長が選定します。

(4) 選定結果の公表

ア．選定結果については、全応募者に対し平成 25 年 12 月中旬頃（予定）に文書で通知するとともに、市のホームページで公表します。

(5) その他

ア．公募の結果、応募がなかった場合や審査基準に満たなかった場合は、追加公募を行う場合があります。

## 8．事業者指定について

(1) 介護保険法に基づく指定は平成 26 年度末とします。具体的な指定手続きについては、選定後に別途お知らせいたします。

(2) 選定後又は指定後の権利譲渡は認めません。

(3) 指定申請時において公募時と条件が異なり審査結果が大きく変わる場合や指定基準を満たさなくなった場合、または、虚偽の申請がなされた場合には指定しません。

(4) 指定後にあっても、指定を行うにあたり付された条件に違反したと認められる場合には、指定の取り消し、又は期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止する場合があります。

## 9．その他応募に関する留意事項

(1) 基準の遵守

・応募者は、本要項に記載した諸条件のほか、青森市の条例等を遵守してください。

応募する前に「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 10 号）」、「青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 11 号）」を精読し、内容等を十分確認してください。

(参考) 青森市ホームページ  
<http://www.city.aomori.aomori.jp/index.rbz>

(2) 応募にかかる費用負担

・応募にかかる費用は応募者の負担とします。

(3) 提出資料の変更の禁止

・受理した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。

(4) 虚偽の記載をした場合

・提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。



( 5 ) 追加資料の提出等

- ・事業者の選定等にあたって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めたり、聞き取りを実施する場合があります。

( 6 ) 提出書類の取り扱い

- ・受理した書類は、理由の如何に関わらず返却はいたしません。
- ・提出された書類は地域密着型サービス事業者選考以外の目的には使用いたしません。ただし、青森市情報公開条例第 7 条の定めにより、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、開示の対象となります。

( 7 ) 個別相談等に係る問い合わせの禁止

- ・公募の公平性を期するため、応募に係る個別の相談等に係る問い合わせの受付はいたしません。

( 8 ) 応募辞退について

- ・応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出していただきます。

( 9 ) 「平成 25 年度青森市地域密着型サービス事業者公募要項」及び関係記載様式については、市のホームページに掲載します。

## 10 . 問い合わせ先

担当部局 青森市 健康福祉部 高齢介護保険課 総務管理チーム

【担当】 西澤、佐藤

住 所 〒030-8555 青森市中央 1 丁目 22 番 5 号

電話番号 0 1 7 - 7 3 4 - 1 1 1 1（内線）5 1 4 2 , 5 1 4 3

0 1 7 - 7 3 4 - 5 3 6 0（直通）

FAX 番号 0 1 7 - 7 3 4 - 5 3 5 5

e メール [korei-kaigo@city.aomori.aomori.jp](mailto:korei-kaigo@city.aomori.aomori.jp)